

令和 8 年度入札契約制度改正等について

令和 8 年度より、入札契約制度改正及び建設工事の検査について次のとおり改正しますので、ご留意ください。

1 入札契約制度改正による変更点

(1) 工事費積算内訳書の取り扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正（令和 7 年 12 月 12 日施行）により、入札時に提出いただく工事費積算内訳書に記載する入札金額の内訳として、下記の労務費等の経費について明示が義務付けられました。

明示が必要な経費：材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、
安全衛生経費、建退共制度の掛金

※令和 8 年 4 月 1 日以降の公告・指名通知案件から適用となります。

(2) 地域建設業経営強化融資制度の延長について

中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度、「地域建設業経営強化融資制度」について、令和 8 年 3 月末日から令和 13 年 3 月末日に事業期間を延長します。

※令和 8 年 4 月 1 日以降から適用となります。

2 建設工事の検査に係る変更点

(1) 総合評価落札方式（特別簡易型）の評価項目の追加変更について

社会性・信頼性に、「建設機械の保有」、「休み方改革への取組実績」の評価項目を追加し、「更生保護の取組」の評価内容を変更します。なお、建築工事については、更に「被災建築物応急危険度判定士の雇用への取組」の評価項目を追加します。

※令和 8 年 4 月 1 日以降の入札案件の対象工事から適用となります。

(2) 豊川市発注工事における ICT 活用工事の推進に関する試行方針について

建設工事（一般土木）において、現場の生産性向上や品質確保を図るために、ICT 活用工事の試行に取組めます。

※令和 8 年 4 月 1 日以降の入札案件から適用となります。